

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会事務局長
(公 印 省 略)

令和 5 年度 協会けんぽ「生活習慣病予防健診」自己負担額変更に伴う対応について

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび全国健康保険協会（協会けんぽ）より、令和 5 年度生活習慣病予防健診の自己負担額引き下げが公表されました。

本会の健康管理援助事業は協会けんぽの自己負担額を基準としていることから、令和 5 年度生活習慣病予防健診および人間ドックの補助額上限を、下記のとおり変更する予定です。

正式決定は、3 月 20 日開催予定の運営委員会の承認を受けた後となりますが、取扱いの変更について予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、令和 5 年度人間ドック補助事業については、既に実施要項、補助対象者決定通知等を送付しておりますが、あらためて補助額上限を変更した書類を作成し、3 月下旬以降に送付する予定です。大変お手数をおかけしますが、ご対応の程よろしくようお願い申し上げます。

記

1 協会けんぽ「生活習慣病予防健診」自己負担額

令和 4 年度	令和 5 年度
最高 7,169 円	最高 5,282 円

2 互助会「健康管理援助事業」補助額上限

種 別	令和 4 年度	令和 5 年度
生活習慣病予防健診等	上限 7,169 円	上限 5,282 円
人間ドック	上限 40,000 円	上限 40,000 円
※生活習慣病予防健診等に変更した場合	上限 7,169 円	上限 5,282 円

※人間ドック受診料の補助額上限（40,000 円）に変更はありません。

3 令和 5 年度人間ドック受診料補助に係る書類の再送付（補助対象事業所のみ）

- ①人間ドック受診料補助実施要項
- ②人間ドック補助金請求書
- ③互助会人間ドック補助金の取扱いについて（補助対象者配布用）

4 問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会
島根県社会福祉協議会 総務企画部内 担当：今田
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973
E-mail : gojokai@fukushi-shimane.or.jp